

出産育児一時金の支給額について

(1) 改正の理由

国は出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るための当面の施策として、健康保険法施行令等の改正を行い、健康保険組合、共済組合等被用者保険の出産育児一時金等の暫定的4万円の引き上げを行った。小平市国民健康保険においても被用者保険と同様の引き上げを行うもの。

(2) 改正の内容

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に小平市国民健康保険の被保険者が出産したときの出産育児一時金を、現行の38万円から42万円に引き上げる。

(3) 施行期日

平成21年10月1日

(4) 出産育児一時金引き上げに伴う財源措置

引き上げ額4万円のうち1/2(2万円)については、国庫補助(出産育児一時金補助金)があり、残りの1/2(2万円)のうち、その2/3については一般会計からの繰出しの対象経費として、地方交付税措置の対象となる。

